

## 令和3年度 第1回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 令和3年10月25日（月） 18時30分～19時50分

●場 所 市役所 本庁4階 第3・4委員会室

●出席者

（出席委員）10名

杉下 秀幸 （宇部商工会議所 会頭）※会長  
伊藤 一統 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）  
井本 浩嗣 （中小企業診断士）  
江嶋 亜企雄 （宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会）  
正司 マキコ （宇部市民生児童委員協議会 副会長）  
徳勢 美知子 （社会保険労務士）  
濱岡 崇 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 代表）  
藤井 恵子 （宇部市婦人会協議会 会長）  
藤本 米子 （宇部市消費者の会 会長）  
脇 和也 （株式会社 宇部日報社 代表取締役社長）

（事務局）7名

古林 学 （総務財務部長）  
大畑 秀幸 （総務財務部次長）  
岡田 伊都子 （総務財務部人事課長）  
綿谷 和久 （総務財務部人事課副課長）  
河内 厚司 （総務財務部人事課給与厚生係長）  
大塚 智明 （総務財務部人事課人材育成係長）  
東山 靖子 （総務財務部人事課係員）

●次第

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長選出
5. 会長あいさつ
6. 職務代理者指名
7. 諮問書交付
8. 審議

## ●議事概要

【開始時刻 18:30】

- ◎委嘱状交付（市長より）
- ◎市長あいさつ
- ◎委員紹介
- ◎会長選出（条例に基づき委員の互選により、杉下委員を会長に選出）
- ◎会長あいさつ
- ◎職務代理人指名（条例に基づき会長から、脇委員を指名）
- ◎諮問書交付（市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額の改定について諮問）
- ◎審議

### 1 諮問書の補足説明と審議会の運営について

（会長）

それでは、ただいま諮問書を受け取りましたが、これについて補足することがあれば、事務局からお願いします。

（事務局）

審議会で御審議いただく内容は、所管事項として市議会議員の議員報酬月額と市長、副市長の給料、市長、副市長の退職手当の額、及び非常勤職員の報酬の額となっています。答申を受けて改定となれば、条例案、予算案を議会に提出する必要があります。このため、審議会は、本日を含めて3回の開催、答申書の取りまとめについては1月上・中旬を目安にお願いします。

（会長）

これまでの開催状況を見ると、第1回目で資料説明と質疑を、第2回目、第3回目で本格的な審議をしていただき、とりまとめを行う、という予定で進められていますので、支障がなければ、同様に進めていきたいと思えます。委員の皆様の御協力をお願いします。

### 2 資料の説明及び質疑応答について

（会長）

それでは審議に入ります。まず事務局から資料説明をお願いします。

（事務局）

<委員に配付した資料の説明>

（会長）

前回の答申書の中で附帯事項がありますが、検討結果はあるのでしょうか。

市議会議員の報酬について、増額を検討するという事になっていますが、審議会での具体的な額の提

示がないと検討自体難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

具体的に、変えたものはありません。本審議会では、前回の答申も踏まえた上で、議員の報酬についてどうあるべきかを併せて検討していただきたいと考えています。

(会長)

この項目は、改めてこの審議会に持ち越しされているということでしょうか。

(事務局)

はい、継続して御審議をお願いします。

(会長)

他に何かありますか。

(委員)

自主減額措置の根拠について教えていただきたい。

(事務局)

給料の自主減額については、議会の承認を経て条例を定める必要があり、条例に基づいた減額しか基本的にはできません。現市長についても、令和3年3月議会で、給料月額10%を減額するという条例を議会に提出し、承認いただいています。

(委員)

連続して減額措置が続いているのは、毎期、条例が改正されているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

条例の定め方によります。例えば、条文中の文言を「市長の在任期間中」とすれば、在任期間の4年間を継続するかたちになります。

なお、久保田前市長の場合は、毎年、御自身の考えを議会に示して、減額を1年ごとに継続するというかたちを取られていました。篠崎市長も、この度の令和3年度に行っている減額については、1年間の時限的なものとなっておりますので、今後は改めて方針を出されることになると思います。

(委員)

議会での議論の中で、市長の給料減額については満場一致なののでしょうか。

反対意見は出ないのですか。

(事務局)

条例につきましては、各常任委員会に議案が付託されます。まずは、その中で、議員から様々な御意見をいただきます。自治体の長として、このような自主的な減額措置はすべきではないのではないかという意見もあります。その後、常任委員会で可決されたものが本会議において、多数で御承認いただいています。ただし、反対意見もあります。

(委員)

減額の目的は、財政健全化と示されており、これまで長年減額されていますが、効果があったのかどうかという評価は、市長自ら又は議会でされているのでしょうか。

(事務局)

減額がどのぐらいかは数字上では出せませんが、それが財政状況の中で実際どのような影響を与えていたか、実態を把握することは難しいです。

少子高齢化社会が進行していく中で、中長期的な見通しとして、市政運営が非常に厳しくなるということは、市長としてお持ちであると思います。この非常に厳しい状況の中、市政を預かる責任者としての思いや姿勢が、給料の自主的な減額措置の提案に入っていると思います。

(会長)

十人の委員がいれば、当然意見が違ふと思いますが、答申の内容については多数決とするのでしょうか。それとも、少数意見も入れて答申されるのでしょうか。

(事務局)

例えば、市長・副市長の給料は据え置きだという方もいれば、上げるべきという御意見の方もいると思います。そのような意見を第2回、第3回の中で御審議いただき、大きな方向性を決めていただきます。ただし、継続して審議すべき事項があれば、附帯事項で取り上げるような形とさせていただきたいと思えます。

(委員)

資料は、今日配布していただいたもので全部ということによろしいでしょうか。次回、追加の資料が出る予定がありますか。

(事務局)

先ほどの非常勤の報酬のところ、日額・月額が混在しており比較がしにくいいため、これまでの実績に基づき、月額に換算した資料を配布しようと考えています。また、他に要望があればこちらで作成したいと思います。

(委員)

月額に換算というのは、具体的にはどのようなものを想定されていますか。

単純に、勤務日数を掛けるという感じでしょうか。

(事務局)

この一年の活動実績で、一月あたりに実際に支払われている額を整理する予定です。

(委員)

以前、報酬審議会の委員をした際に、監査委員に関して議論をしたことがありました。詳細な資料がないと判断できない事案があったため、質問させてもらいました。

(委員)

資料 27 ページの非常勤職員の報酬月額について、公平委員会というのはどのようなことをするのでしょうか。

(事務局)

公平委員会の設置目的は、「職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査、並びにこれについて必要な措置を講ずる」となっています。

また、その他職員の苦情の処理や職員団体の登録などの職務があります。

(委員)

長引くような、大変な問題が多いのでしょうか。

(事務局)

公平委員会の業務につきましては、頻繁に出るものではないということは理解いただきたいのですが、例えば、職員の懲戒処分に対する不服の申し立てがあると、やはり長期間にわたります。事案内容や出てくる頻度によりますが、一度大きな事案があると、長期的に審議する必要があるという認識です。

(会長)

今、この場では意見が言いにくいのではないかという気がします。例えば、意見をいつまでに出してもらい、意見を集約したものを事前に配布し、それをもとに審議してもらうのがいいと思います。

そうでなければ、第2回、第3回の議論も深まらないような気がします。

例えば、7ページに、県内市の議員収入調があります。山口市が月数 1.675 月、他のところは 3.35 月や 2.55 月とあり、多くの市が 3.35 月になっている中で、山口市のみがなぜ 1.675 月なのでしょう。こういったことで、収入額は大きく違ってきています。単純に、こういった問題が見えてきません。

17 ページの市長の収入調のところも山口市だけが違います。ここは 4.45 月と 3.35 月がほとんどです。だから、その辺の理由があれば、分かりやすいと思います。

(事務局)

これについては、改めて山口市に確認して回答させていただきます。一般的には議員の期末手当というのは3.35月で、これは国会議員の期末手当を準用したものです。

(会長)

市長の収入調で4.45月と3.35月の差があるのはなぜでしょうか。

(事務局)

基本的には国会議員の期末手当を準用しています。一般職の期末手当を準用するか、又は、特別職の期末手当を準用するかで、4.45月又は3.35月という率の違いが出てきます。ただ、3.35月を使っている市については、役職加算も、通常は20%のところを40%等に引き上げています。

資料17ページの上段の表で、下松市の3.35月は特別職の手当の率を使われていますが、率が低い分、役職加算については本俸に45%の加算をしています。

一般職と同じ4.45月を使っている市は、役職加算率が20%というところが多いと思いますが、これは、一般職においても部長職の役職加算率が20%であり、市長等についても、同じ役職加算率の20%を使っているということです。

国家公務員の一般職又は特別職のどちらの期末手当の率を準用するかで違います。

(会長)

今日説明を受けて、すぐ質問は難しいと思いますので、先ほど言いましたように、冷静な目で見てから、それぞれの項目について意見を書いていただき、次回、議論したいと思います。

(会長)

次回、本格的な審議を行うにあたりまして、指標とする項目、考え方等があれば事務局から説明をお願いします。

(事務局)

考え方としましては、平成26年の審議会で整理されています。県内他市や類似都市との比較・均衡の中で、一旦、基準となる報酬等の額を判断していただき、それをベースとして、本市の現状と人口推移や財政状況といった将来展望、特筆すべき傾向がある場合に増減させるものという考え方です。

(会長)

それでは事務局から説明がありました資料を参考に、各委員で、改定を行うかどうか、また、改定を行うとしたら額はいくらが適当なのか検討をお願いしたいと思います。

各委員の案を事務局にお知らせいただき、事務局で集約したものを次回の会議にて検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

配布している様式にて、11月8日までに提出をお願いします。

(会長)

それでは案の提出について、皆様、よろしく申し上げます。

**【終了時刻 19時50分】**